金銭債務調停法・自作農創設等の偽瞞法から、暴力行為取締法・治安維持法・治安警察法等の弾圧法・立禁・差押を許す悪法等に対する斗争が勇敢に、日常斗争を通じて為されなければならぬ。

支配階級は情勢の切迫につれて、愈々ギマンと弾圧とをもつて我々に迫つて来るであらう。我々は此に対して一方に対しては、これに対する斗争をなすと共に、他方には犠牲者の救援をなさねばならぬ。

又我々の運動はプロレタリアートと提携した運動であるが、我々農民のが斯様に偽瞞され弾圧されると等しくプロレタリアートもやられるのだ。暴圧に対する抗議運動、悪法に対する斗争は此プロレタリアートと提携して政治的自由獲得を目標として進められなければならぬ。

こゝに労働者農民の結合の具体的な場面があるのだ。

## 9 自治体議会に対する斗争

市町村等の地方自治体に対する斗争は、今日までも戦はれて来たが、この斗争は益々重要になつて来た。此等自治体のやり方は如何に無産者を無視し、インチキなカラクリでやられてゐたかは、最近の農村救済土木工事でよく／＼ハッキリとバクロされた。

農民の生活がドン底迄窮乏した今日、我々はあらゆる方面から自治体に対する斗争を展開しなければならぬ。「税金を安くしろ！」「失業救済工事をやれ！」「村有林を仮く農民に解放せよ！」等々いくらでも題目はあるのだ。

此の斗争は勿論我々の選出した議員を先頭に立て、議会内と議会外との斗争がうまく結びつけられなければならぬ。議員丈でコッソリやる方



法は間違つてゐる。勿論一人の村會議員をもつてゐなくとも、斗争はやれるのだ。我々の斗争型態は常に大衆行動がとられる。

此の斗争にあたつては、一町村内に一つ以上の支部がある場合には共同斗争がとられ、此の斗争を通じて部落意識が克服されねばならぬ。共同斗争の相手は更に未組織農民へも拡げられねばならぬ。

所謂部落活動の展開だ。

地方自治体に対する斗争は、更に、帝国議会へ迄進められる。議会に対しては、農村に於て今後、所謂請願運動が盛に起るだらう。だが、これは殆んど總べて中農的であり、ファッショ的である。これに対して我々は、貧農民の立場から總本部を通じて、全国の同志と共に、又更に労働者小市民と提携して議会斗争を進める。

議会に対する斗争が、直接に效果が上らぬからと言つて、政治的無関心になる事は敗北主義であり経済主義だ。

## 二、ファッショ・社会ファッショに対する斗争

資本主義が没落期に入り、支配階級の政治的支配力が動ヨウして来ると、彼等はそれを強めるために、ファッショを進出せしめて、強力政治をやる。これは世界各国の定石である。

ファッショは、その進出に当つて、如何にも労働者・農民の味方であるかの如く登場して来る。だがそれはムッソリニーやヒットラーを見ても分る如く結局資本家地主の支持物となるのだ。ファッショ運動は、元来小市民層を